◎県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８８条第１項の規定に基づき、県営伊師地区土地改良事業（農業用道路）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第６項において準用する同法第８７条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して６月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和８年 11 月 19 日

茨城県知事　　大井川　和彦

１　縦覧に供する書類
変更後の県営伊師地区土地改良事業(農業用道路)計画書の写し

２　縦覧の期間
令和８年 11 月 20 日から令和８年 12 月 10 日まで

３　縦覧の場所
茨城県県北農林事務所高萩土地改良事務所のウェブサイト